

## 月次支援金の事前確認について

- 当会では、**会員の方を対象に予約制(火曜日と金曜日のみ・30分程度)**で月次支援金の事前確認を行います。事前確認をご希望の方は当会事務局(713-3111)へお電話でご予約の上、**申請者ご本人**がご来所ください。
- ご来所前に必ず**月次支援金 ([ichijishienkin.go.jp](http://ichijishienkin.go.jp))**ホームページで制度内容の確認と事前準備、**仮登録(申請IDの発番)**を行ってください。
- 事前確認時、必要書類に不備がある場合、再度ご来所いただくこととなりますので、来所時お忘れ物のないようご注意ください。
- **ご自身が給付対象になるかの判断は当会では行いません。**
- 当会での事前確認が月次支援金の受給を保障するものではありません。
- **既に一時支援金を受給している場合、または月次支援金の給付の申請に際して事前確認を受けた場合**は、新たな月次支援金の申請を行う際には、改めて事前確認を行う必要はありませんので、マイページより申請してください。
- 月次支援機についてご不明な点がある方は、  
月次支援事業コールセンター  
**0120-211-240**  
(8時30分から19時・土日祝日を含む全日対応)にお問合わせください。